

計 画 書

大阪都市計画道路の変更（市決定）

1. 都市計画道路に広路2号泉尾今里線ほか15路線を次のように変更する。

種 別	名 称		位 置			区 域	構 造			
	番 号	路線名	起 点	終 点	主 な 経過地	延 長	構造 形式	車線の数	幅 員	地 表 式 の 区 間 に お け る 鉄 道 等 と の 交 差 の 構 造
幹線街路	3・1・38	岩崎橋 今里線	大阪市 大正区 三軒家 西一丁 目地内	大阪市 東成区 大今里 西二丁 目地内	大阪市 浪速区 元町一 丁目及 び 大阪市 中央区 上本町 六丁目 地内	約 6,130m	地表式	8 車線	50m	長柄堺線と立体交差 自動車専用道と立体交差 3 箇所 JR 大阪環状線（2 箇所）及び JR 関西本線と立体交差 幹線街路 14 箇所と平面交差
	車線の数の内訳		8 車線			約 3,660m				
6 車線			約 1,400m							
4 車線			約 1,070m							
なお、南北方向の地下道として、市道三休橋千日前線との交差点に幅員 10～23m、市道心斎橋筋線との交差点に幅員 5～24m及び市道南北線との交差点に幅員 6～10mの地下道を設け、また東西方向については幅員 5～21mの地下道を設ける。										

幹線街路	3・3・40	加島 天下茶屋線	大阪市 淀川区 加島四 丁目地 内	大阪市 西成区 潮路二 丁目地 内	大阪市 淀川区 十三本 町一丁 目地内	約 13,370m		4 車線	25m	
	車線の数の内訳		6 車線			約 1,140m				
			5 車線			約 460m				
			4 車線			約 11,770m				
	構造形式の内訳		大阪市 淀川区 新北野 一丁目 地内	大阪市 北区中 津六丁 目地内		約 1,150m	嵩上式		27m～33m	
						約 12,220m	地表式		23m～40m	尼崎平野線と立体交差 自動車専用道と立体交差 4 箇所 JR 山陽新幹線（2 箇所）、JR 北 方貨物線、JR 神戸線、JR 大阪環 状線（2 箇所）、阪神電鉄本線、 京阪電鉄中之島新線、地下鉄中央 線、地下鉄長堀鶴見緑地線、地下 鉄千日前線及び阪神電鉄なんば線 と立体交差 JR 東海道線支線と平面交差 幹線街路 19 箇所と平面交差

幹線街路	3・1・42	長柄堀線	大阪市 北区樋 之口町 地内	大阪市 住吉区 遠里小 野七丁 目地内 (市界)	大阪市 阿倍野 区悲田 院町地 内	約 12,850m		6 車線	40m	
	車線数の内訳		8 車線			約 1,580m				
			6 車線			約 5,680m				
			4 車線			約 5,590m				
	構 造 形 式 の 内 訳		大阪市 北区天 満一丁 目地内	大阪市 中央区 谷町一 丁目地 内		約 530m	嵩上式		40～44m	
			約 12,320m	地表式		19～40m	北野都島線、石切大阪線、九条深江線及び岩崎橋今里線と立体交差 自動車専用道と立体交差 3 箇所 JR 大阪環状線（2 箇所）、地下鉄谷町線、地下鉄中央線、地下鉄長堀鶴見緑地線、近鉄難波線、地下鉄千日前線及び地下鉄御堂筋線と立体交差 阪堺電軌上町線及び南海電鉄高野線と平面交差 幹線街路 12 箇所と平面交差			
なお、市道恵美須町城東線との交差点に地下広場を設ける。										
備考	地下広場面積 約 1,430 m ²									

幹線街路	3・3・47	堺筋線	大阪市 北区西 天満一 丁目地 内	大阪市 西成区 玉出東 二丁目 地内	大阪市 中央区 日本橋 一丁目 地内	約 7,980m	地表式	4 車線	22m	自動車専用道と立体交差 5 箇所
										地下鉄堺筋線、京阪電鉄中之島新 線、京阪電鉄本線、地下鉄中央 線、地下鉄長堀鶴見緑地線、地下 鉄千日前線、近鉄奈良線及び JR 大阪環状線と立体交差
										阪堺電軌阪堺線と平面交差
										幹線街路 11 箇所と平面交差
		車線の数の内訳	4 車線			約 5,700m				
			2 車線			約 2,280m				
幹線街路	3・3・48	東野田 河堀口線	大阪市 都島区 東野田 町一丁 目地内	大阪市 天王寺 区北河 堀町地 内	大阪市 中央区 法円坂 一丁目 地内	約 5,850m	地表式	4 車線	27m	自動車専用道と立体交差 1 箇所
										京阪電鉄本線、JR 東西線、地下 鉄中央線、地下鉄長堀鶴見緑地 線、地下鉄千日前線及び近鉄奈良 線と立体交差
										幹線街路 12 箇所と平面交差
幹線街路	3・3・49	都島 東野田線	大阪市 都島区 都島本 通三丁 目地内	大阪市 都島区 東野田 町四丁 目地内	大阪市 都島区 都島中 通一丁 目地内	約 930m	地表式	4 車線	27m	JR 大阪環状線と立体交差
										幹線街路 3 箇所と平面交差
幹線街路	3・3・50	玉造筋線	大阪市 中央区 東野田 町二丁 目地内	大阪市 天王寺 区北河 堀町地 内	大阪市 中央区 玉造一 丁目地 内	約 6,040m	地表式	4 車線	27m	地下鉄長堀鶴見緑地線（2 箇 所）、京阪電鉄本線、JR 東西 線、地下鉄中央線、地下鉄千日前 線及び近鉄奈良線と立体交差
										幹線街路 11 箇所と平面交差
幹線街路	3・2・51	日本橋 東西線	大阪市 浪速区 日本橋 三丁目 地内	大阪市 浪速区 下寺一 丁目地 内	大阪市 浪速区 日本橋 東一丁 目地内	約 440m	地表式	4 車線	30m	自動車専用道と立体交差 1 箇所
										地下鉄堺筋線と立体交差
										幹線街路 2 箇所と平面交差

幹線街路	3・3・52	勝山通線	大阪市天王寺区四天王寺一丁目地内	大阪市生野区巽東三丁目地内	大阪市天王寺区勝山四丁目地内	約 4,410m	地表式	4 車線	25m	地下鉄谷町線、JR 大阪環状線及び地下鉄千日前線と立体交差 幹線街路 7 箇所と平面交差
幹線街路	3・3・53	木津川平野線	大阪市西成区南津守一丁目地内	大阪市平野区西脇三丁目地内	大阪市阿倍野区王子町二丁目地内	約 6,050m	地表式	4 車線	25m	新庄大和川線と立体交差 自動車専用道と立体交差 2 箇所 南海電鉄汐見橋線、地下鉄四つ橋線、南海電鉄本線、地下鉄御堂筋線、地下鉄谷町線、JR 阪和線及び近鉄南大阪線と立体交差 阪堺電軌阪堺線、阪堺電軌上町線と平面交差 幹線街路 10 箇所と平面交差
幹線街路	3・3・54	平野喜連線	大阪市平野区平野東一丁目地内	大阪市平野区喜連東三丁目地内	大阪市平野区平野南四丁目地内	約 1,700m	地表式	4 車線	25m	幹線街路 4 箇所と平面交差
幹線街路	3・5・55	福町十三線	大阪市西淀川区福町二丁目地内	大阪市淀川区新北野二丁目地内	大阪市西淀川区姫島四丁目地内	約 3,630m	地表式	2 車線	15m	自動車専用道と立体交差 2 箇所 JR 東西線及び JR 神戸線と立体交差 阪神電鉄西大阪線と平面交差 幹線街路 3 箇所と平面交差

幹線街路	3・5・56	大和川 北岸線	大阪市 住之江 区平林 南二丁 目地内	大阪市 東住吉 区公園 南矢田 四丁目 地内	大阪市 住吉区 遠里小 野一丁 目地内	約 6,890m	地表式	2 車線	15m	自動車専用道と立体交差 2 箇所 南海電鉄本線、阪堺電軌阪堺線及 び JR 阪和線と立体交差 南海電鉄高野線と平面交差 幹線街路 6 箇所と平面交差
	車線数の内訳		4 車線			約 2,720m				
			2 車線			約 4,170m				
幹線街路	3・4・57	田辺 出戸線	大阪市 東住吉 区東田 辺三丁 目地内	大阪市 平野区 長吉出 戸二丁 目地内	大阪市 平野区 喜連一 丁目地 内	約 3,800m	地表式	2 車線	16m	自動車専用道と立体交差 1 箇所 近鉄南大阪線及び地下鉄谷町線と 立体交差 幹線街路 4 箇所と平面交差
幹線街路	3・4・58	長吉線	大阪市 平野区 長吉長 原西三 丁目地 内	大阪市 平野区 長吉六 反三丁 目地内	大阪市 平野区 長吉長 原三丁 目地内	約 1,530m	地表式	2 車線	16m	自動車専用道路と立体交差 1 箇所 幹線街路 2 箇所と平面交差
幹線街路	3・4・59	正覚寺線	大阪市 平野区 加美正 覚寺二 丁目地 内	大阪市 平野区 加美北 二丁目 地内	大阪市 平野区 加美北 七丁目 地内	約 1,390m	地表式	2 車線	16m	幹線街路 3 箇所と平面交差
備考										

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

2. 都市計画道路中、一等大路第 3 類第 42 号鶴見放出線、一等大路第 3 類第 43 号加美平野線、二等大路第 1 類第 4 号相川北江口線、および二等大路第 1 類第 6 号矢田瓜破線を廃止する。

理 由

少子高齢化の急速な進展と自動車交通量の減少など、安定型・成熟化社会に移行するなかで、今日の社会・経済状況の変化をふまえて策定した「長期未着手の都市計画道路の見直し方針」にもとづき、道路ネットワークの確保、都市防災性の向上、安全・円滑な通行機能の確保並びに路線ごとの個別特性の4つの視点からの必要性の検証を行った結果、本案のとおり都市計画道路を変更するものである。

(参 考)

● 3・1・38 岩崎橋今里線

- ・名称の変更 広路2 泉尾今里線→3・1・38 岩崎橋今里線
- ・起点の変更による延長の変更 L=約 6,780m→約 6,130m
- ・現道幅員への変更 計画幅員 40m→22m

《都市計画の廃止に係る土地の区域》

大阪市 大正区 三軒家西一丁目、三軒家西二丁目、
三軒屋西三丁目

《都市計画の変更に係る土地の区域》

大阪市 東成区 玉津二丁目、玉津三丁目、大今里西二丁目、
大今里西三丁目

● 3・3・40 加島天下茶屋線

- ・名称(番号)の変更 I・1・4→3・3・40
- ・現道幅員への変更 計画幅員 25m→24m

《都市計画の変更に係る土地の区域》

大阪市 淀川区 十三本町二丁目、十三元今里二丁目、
十三元今里三丁目、田川二丁目、田川北一丁目、
田川北二丁目

● 3・1・42 長柄堺線

- ・名称(番号)の変更 I・1・6→3・1・42
- ・現道幅員への変更 計画幅員 40m→24m

《都市計画の変更に係る土地の区域》

大阪市 阿倍野区 王子町二丁目、王子町三丁目、王子町四丁目、
阿倍野元町、北畠一丁目、万代一丁目、
播磨町一丁目
住吉区 南住吉一丁目、千駄一丁目、千駄二丁目、
殿辻一丁目、殿辻二丁目、沢之町一丁目、
墨江四丁目、上住吉一丁目、万代二丁目、
万代三丁目、万代四丁目、万代五丁目、
万代六丁目、万代東一丁目、万代東二丁目、
万代東三丁目、万代東四丁目、遠里小野四丁目、
遠里小野五丁目、遠里小野七丁目、清水丘二丁目、
清水丘三丁目

● 3・3・47 堺筋線

・名称（番号）の変更 I・3・10→3・3・47

・現道幅員への変更 計画幅員 27m→22m

《都市計画の変更に係る土地の区域》

大阪市 西成区 太子一丁目、太子二丁目、天下茶屋北一丁目

● 3・3・48 東野田河堀口線

・名称（番号）の変更 I・3・12→3・3・48

・現道幅員への変更 計画幅員 27m→20～22m

《都市計画の変更に係る土地の区域》

大阪市 都島区 片町一丁目

中央区 安堂寺町一丁目、大手前一丁目、上町、
法円坂一丁目、法円坂二丁目、上町一丁目

● 3・3・49 都島東野田線

● 3・3・50 玉造筋線

・名称の変更 I・3・13 都島阿倍野線→3・3・49 都島東野田線、
3・3・50 玉造筋線

・一部区間の廃止による延長の変更 L=約 7,830m→約 930m、約 6,040m

・現道幅員への変更 計画幅員 27m→23m

《都市計画の廃止に係る土地の区域》

大阪市 都島区 東野田町四丁目、中野町三丁目

天王寺区 堀越町、悲田院町、北河堀町、南河堀町

《都市計画の変更に係る土地の区域》

大阪市 都島区 東野田町四丁目、中野町二丁目、中野町三丁目

天王寺区 勝山三丁目、国分町、玉造元町、舟橋町

● 3・2・51 日本橋東西線

● 3・3・52 勝山通線

- ・名称の変更 I・3・22 難波足代線→3・2・51 日本橋東西線、
3・3・52 勝山通線
- ・一部区間の廃止による延長の変更 L=約 5,220m→約 440m、約 4,410m
- ・現道幅員への変更 計画幅員 25m→22m
- 《都市計画の廃止に係る土地の区域》
大阪市 天王寺区 生玉寺町、夕陽丘町、下寺町一丁目、
下寺町二丁目
- 《都市計画の変更に係る土地の区域》
大阪市 天王寺区 勝山四丁目
生野区 勝山北一丁目、勝山北二丁目、勝山北三丁目、
勝山北四丁目、勝山北五丁目、勝山南一丁目、
勝山南二丁目、勝山南三丁目、勝山南四丁目、
中川西三丁目

● 3・3・53 木津川平野線

- ・名称（番号）の変更 I・3・24→3・3・53
- ・延長の変更 L=約 6,590m→約 6,050m
- 《都市計画の廃止に係る土地の区域》
大阪市 西成区 南津守二丁目

● 3・3・54 平野喜連線

- ・名称の変更 I・3・36 平野瓜破線→3・3・54 平野喜連線
- ・終点の変更による延長の変更 L=約 3,250m→約 1,700m
- 《都市計画の廃止に係る土地の区域》
大阪市 平野区 瓜破東一丁目、瓜破東二丁目、瓜破東四丁目、
瓜破東五丁目、瓜破東六丁目、瓜破東七丁目、
瓜破南二丁目

● 3・5・55 福町十三線

- ・名称（番号）の変更 II・2・2→3・5・55
- ・終点の変更による延長の変更 L=約 4,210m→約 3,630m
- 《都市計画の廃止に係る土地の区域》
大阪市 淀川区 十三元今里一丁目、十三元今里二丁目、
塚本三丁目

● 3・5・56 大和川北岸線

- ・名称（番号）の変更 II・2・6→3・5・56
- ・終点の変更による延長の変更 L=約 7,190m→約 6,890m
《都市計画の廃止に係る土地の区域》
大阪市 東住吉区 矢田五丁目

● 3・4・57 田辺出戸線

- ・名称（番号）の変更 II・2・9→3・4・57
- ・現道幅員への変更 計画幅員 16m→15m
《都市計画の変更に係る土地の区域》
大阪市 東住吉区 中野四丁目
平野区 喜連西一丁目

● 3・4・58 長吉線

- ・名称の変更 II・2・10 瓜破長吉線→3・4・58 長吉線
- ・起点の変更による延長の変更 L=約 2,160m→約 1,530m
《都市計画の廃止に係る土地の区域》
大阪市 平野区 瓜破東四丁目、瓜破東六丁目、瓜破東八丁目、
長吉長原西三丁目

● 3・4・59 正覚寺線

- ・名称（番号）の変更 II・2・1→3・4・59
- ・起点の変更による延長の変更 L=約 2,000m→約 1,390m
《都市計画の廃止に係る土地の区域》
大阪市 平野区 平野北二丁目、平野市町二丁目、
加美正覚寺四丁目、加美西一丁目

● I ・ 3 ・ 42 鶴見放出線

・ 廃止 延長 L＝約 2,300m

《都市計画の廃止に係る土地の区域》

大阪市 鶴見区 鶴見一丁目、鶴見四丁目、鶴見五丁目、
放出東三丁目、今津北一丁目、今津中一丁目、
今津南一丁目、横堤一丁目、横堤四丁目

● I ・ 3 ・ 43 加美平野線

・ 廃止 延長 L＝約 2,570m

《都市計画の廃止に係る土地の区域》

大阪市 平野区 平野東四丁目、平野南三丁目、加美北五丁目、
加美北八丁目、加美正覚寺三丁目、
加美正覚寺四丁目、加美東一丁目、加美東四丁目、
加美西一丁目、加美西二丁目、加美鞍作一丁目、
加美鞍作二丁目、加美鞍作三丁目
八尾市 竹渚西四丁目、竹渚西五丁目

● II ・ 1 ・ 4 相川北江口線

・ 廃止 延長 L＝約 1,860m

《都市計画の廃止に係る土地の区域》

大阪市 東淀川区 北江口一丁目、北江口二丁目、北江口三丁目、
北江口四丁目、相川一丁目、相川二丁目、
相川三丁目

● II ・ 1 ・ 6 矢田瓜破線

・ 廃止 延長 L＝約 1,720m

《都市計画の廃止に係る土地の区域》

大阪市 東住吉区 住道矢田七丁目
平野区 瓜破西二丁目、瓜破一丁目、瓜破三丁目、
瓜破東三丁目、瓜破東四丁目

(23頁、25頁～32頁、37頁～60頁図面参照)